

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

特許植民会社制度研究

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

大川周明

特許植民会社制度研究

大航海時代から二十世紀まで

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE

Shoshi-Shinsui.com

特許植民会社制度研究
目次

第一部 前期特許会社制度

第一章 特許会社の植民史的意義			
第二章 前期に於ける特許会社設立の政治的並に経済的事情			
第三章 オランダ東インド会社			

第一節 オランダに於ける諸インド貿易会社の出現			
-------------------------	--	--	--

第二節 オランダ東インド会社の成立及び組織			
第三節 オランダ東インド会社の目的及び政策			
第四節 オランダ東インド会社の経営	59	50	43
第五節 オランダ東インド会社の解散	66		

第四章 オランダ西インド会社

74

第一節 オランダ西インド会社の成立及び組織			
-----------------------	--	--	--

74

SAMPLE ShoshiShinsui.com

第二節 オランダ西インド会社の事業	78
第五章 イギリス東インド会社	87
第一節 初期英國諸特許会社	87
第二節 イギリス東インド会社の設立	91
第三節 前期イギリス東インド会社の事業	98
第四節 政治的商事会社としての東インド会社	109
第五節 イギリス東インド会社の末期及びその批判	117
第六章 北米に於けるイギリス諸特許植民会社	125
第一節 北米に於けるイギリス植民地	125
第二節 ヴィージニア及びニューランドに於ける諸特許会社	129
附 ハドソン湾会社	125

第二部 後期特許会社制度

第一章 第十九世紀に於ける特許会社の復興 ······

第二章 イギリス北ボルネオ会社 ······

第一節 イギリス北ボルネオ会社の成立 ······

第二節 イギリス北ボルネオ会社の特許状 ······

第三節 北ボルネオ会社の事業 ······

第四節 北ボルネオ会社の発達 ······

158 154

146 150

第三章 王国ナイジヤー会社 ······

163

第一節 王国ナイジヤー会社の設立 ······

163

第二節 ナイジヤー会社特許状 ······

166

第三節 ナイジヤー会社の事業 ······

168

第四章 帝国イギリス東アフリカ会社

第一節 帝国イギリス東アフリカ会社の成立

第二節 イギリス東アフリカ会社の特許状

第三節 イギリス東アフリカ会社の事業

第五章 イギリス南アフリカ特許会社

第一節 イギリス南アフリカ会社の成立

第二節 イギリス南アフリカ会社の特許状

第三節 イギリス南アフリカ会社の事業（上）

第四節 イギリス南アフリカ会社の事業（下）

第五節 イギリス南アフリカ会社の将来

第六章 ドイツ東アフリカ会社

221

189

176

182

176

189

195

211 197

217

第七章	ノイ・ギネア会社	229	221
第一節	ドイツ東アフリカ会社の成立	236	236
第二節	ドイツ東アフリカ会社の事業	244	244
第八章	結論	250	250
第一節	前期特許植民会社の批判	255	250
第二節	後期特許植民会社の批判	255	250
*			
大川周明について		264	

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

特許植民会社制度研究

大航海時代から二十世紀まで

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

一、本書は、大川周明著『特許植民会社制度研究』（法学博士号取得論文）昭和二年二月四日刊（東京宝文館）を底本としてその全文を収める。副題の「大航海時代から二十世紀まで」は内容紹介として本書発行所が付加した。

一、底本は旧漢字、旧仮名遣い表記であるが、これは新漢字の標準字体、新仮名遣い表記に置き換えた。底本では平仮名における繰り返し記号として二の字点が使われているが、これは直前の平仮名に置き換えた。

一、現今難読扱いになつたと考えられるものなどに読み仮名ルビを補つた。原典に読み仮名ルビは全くない。また送り仮名が今風でなくとりわけ読みにくいところは、送り仮名を加減するのではなく、読み仮名ルビを補つた。今風の感覺では読み点が不足と感じられるところにおいて、読み点を加える代わりの処理として読み仮名ルビを補つたところもある。

一、「ママ」のルビは原文のままの意味で、正誤を判断しかねる場合、誤りを正しかねる場合、あえて直すまでもな

かるう場合に使用した。

一、以下のものは仮名表記に置き換えた（五十音順）。

亜細亞→アジア	恰も→あたかも	阿弗利加→アフリカ	亜米利加→アメリカ	亜刺比亞→アラビア	雖（も）→
いえども	英吉利→イギリス	些の→いさかの	孰れ→いすれ	伊太利→イタリア	愈々→いよいよ
いわゆる	時→インチ	印甸人→インディアン	印度→インド	維納→ヴィーン	所謂→
オーストリア	和蘭→オランダ	斯く→かく	是く→かく	埃及→エジプト	奥地→エジプト
督→キリスト	吉米→キロメートル	蓋し→けだし	此處→ここ	茲→ここ	懊太利→
ら	此（の）→この	此→これ	是（れ）→これ	悉く→ことごとく	故ら→ことさ
て→しかして	而（か）も→しかも	屢々→しばしば	暫く→しばらく	刹→シャム	戎克→
ジャンク	志→シリング		暹羅→シャム	爪哇→ジャワ	
新嘉坡→シンガポール					
瑞典→スウェーデン					
蘇士→スエズ					
頗る→すこぶる					
西班					

牙→スペイン 西阿→西ア 錫蘭→セイロン 其（の）→その 抑々→そもそも 其→それ 夫（れ）→それ 喬
に→ただに 忽（ち）→たちまち 仮令→たとい 為（め）→ため 中阿→中ア 就て→ついて 競に→ついに
丁抹→デンマーク 独逸→ドイツ 東阿→東ア 弗→ドル 土耳古→トルコ 嶸→トン 乃至→ないし 尚
(お)→なお 猶お→なお 就中→なかんずく 為す→なす (活用諸形) 南阿→南ア 俄に→にわかに 海牙→
ハーフ め→フィート 比律賓→フィリピン 仏蘭西→フランス 普魯西→プロイセン 可し→べし (活用諸形)
彼南→ペナン 波斯→ペルシャ 伯林→ベルリン 片→ペンス 波蘭→ポーランド 殆（ん）ど→ほとんど
略々→ほぼ 葡萄牙→ポルトガル 磅→ボンド 封度→ボンド (量) 哩→マイル 瑪港→マカオ 淘に→まこと
に 復た→また 亦→また 優→まま 馬克→マルク 馬來→マレー 寧ろ→むしろ 墨西哥→メキシコ 齋ら
す→もたらす 固と→もと 固より→もとより 稍や→やや 稍々→やや 猶太→ユダヤ 漸く→ようやく 欧
羅巴→ヨーロッパ 路加→ルカ 露西亞→ロシア 倫敦→ロンドン 僕（か）→わざか
＊ 磅と封度の区別のため、封度のほうは右記のよう 「ボンド (量)」と表記した。厳密に言えば「質量」と補
記すべきであろうが、日常語の感覚として違和感のない「重量」のほうを採用した。
＊ 右記したものの同義語が、底本において例外的に片仮名表記されていて右記の用字と異なる場合——例えばア
ラビヤ——は底本のままに表記した。

一、外国地名・国名などの漢字表記を仮名表記に置き換えたことに伴って、適宜中黒点を補った。

〈例〉独逸ロイド会社→ドイツ・ロイド会社。

一、行内の（）括り二行割注は本書発行所が便宜的に補つた説明である。また、見やすいように一行空けを施したところがある。

一、底本でドイツ語の変母音が変音符不使用の綴り方で記されているところはそのままに表記した。

一、底本ではコローブスのように、今風の表記では「ン」をあてることが多いところに、ムを小さくした「ム」が使用されており、これは本書でも踏襲してあるが、同じ扱いをしてしかるべき「ム」が小文字化されていない場合には、統一的に小文字化した「ム」を使用した。〈例〉ボムベイ、ケムブリッジ、カムボジア、チエムバレンなど。

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

序

本論文の目的は、植民地統治の一形式たる、特許会社制度の意義及び価値を、植民史的事実に基きて明かにするに在り。しかしてこれがために、前後両期に於ける諸特許会社の重要なものについて、その成立並に事業を研究し、その各自の意義及び価値を検討したる後、全体としてのかくの如き制度に対して、植民政策的批判を与えた。故にこの研究は、植民政策——又はツエップル Zoepfl——の主張に従えば植民地政治学——のうち、植民地統治政策の一部を占むるものにして、植民地経済政策の一部を成すものに非ず。汎く植民会社の語を用うる時は一定の經濟的特権を賦与せられて、植民地に各種の事業を經營する諸会社をも含むといえども、かくの如き特権会社——ツィムマン Zimmermann のいわゆる高権なき植民地企業会社——の問題は、植民地経済政策上のものとして、当面の研究の範囲外に置かる。本論文の対象は、特許状又は保護状によつて、植民地統治権を賦与せられたる会社、及びかくの如き会社による統治制度その者なりとす。

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

第一
部

前期特許会社制度

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一章 特許会社の植民史的意義

「特許会社の特権は、遠隔なる国土又は未開国と、全然新たに貿易を開始する唯一の方法たる場合に於ては、是認せらる。かくの如き場合に於ける会社の特権は、一種発明の特許の如きものにして、会社はこれに由つてその冒險的企業並に創業の経費を保護するを得べし。しかもこの特権は、発明の特許と等しく、企業者に對して充分にその投資及び危険を保障するに必要なる期間以上その存続を許すべからず」

—— J. B. Say, *Traité d'Economic Politique*. 第一卷第三一二頁

アダム・スミス Adam Smith が、その植民論に於て述べたる如く、「アメリカ及び西インドに於けるヨーロッパ植民地の建設は、何等必要より興れるものに非⁽¹⁾ず」。イベリア民族を先駆とせる、近世ヨーロッパの植民的活動は、少くもその初期に於ては、本国人口の過多、経済上の激変、宗教的若くは政治

第一部 前期特許会社制度

的迫害、ないしは旧大陸に於ける商工業販路の必要に迫られて遂行せるに非ず、實に十字軍によつて振作せられたる戦闘的精神が、第十五世紀中葉に至つて、非常なる勢^(いきおい)を以て海上の事業に転向せるに由れり。

一四九二年のアメリカ発見、並に一四九八年のインド回航を以て始まれる近世植民史の初編は、黄金と支配とを夢みたる勇敢なる冒險者が、十字架を下げ、剣戟を提げ、空しき財布を打振りつつ、新たに知られたる「秘密と財宝との國土」に渡り、土民を強迫し、掠奪し、しかして征服せる記録に外ならず。しかも彼等によりて征服せられたる新領土は、その獲得の因縁より、並に國家当時の政治的事情より、これを国家自身の直轄の下に置くべき種々なる障礙ありしを以て、政府自ら直接植民地の經營に従事するを避け、その本質に於て封建制度の諸侯政治と相等しき特許統治——即ち特定の私人又は私立会社に委任して、植民地統治に必要な国家高権を行使せしむるの制度を採れり。

この特権は、近世植民史の初期に於ては、私立会社に対してよりも、むしろ発見又は征服に功績ありし私人、若くは国王に親近なりし私人に対して賦与せられたり。例えは一四九二年四月十七日、サンタ・フェ Santa Fe に於てスペイン王室とコロムブス Cristoforo Colombo の間に締結せられたる契約は、コロムブスに与うるに、発見地の統治権並に司法権を以てせり。しかしてその後中央アメリカ及び南アメリカに植民的活動を開始したる時も、また私人に特許して新領土の經營に當らしめたり。ポルトガルのアフリカ及びブラジル經營も、同じく特許私人企業の制度を探り、特にそのブラジル經營に至りては、全

第一章 特許会社の植民史的意義

然封建制度を移植し、海岸線五十リーグを標準として全土を十五区に分ち、各区に世襲諸侯を封じ、各諸侯に各自の封土に対する主要高権行使せしめ、唯だ収入の一一定額を王室に納付せしめたり。イングランドに対しては、当初より政府自らその政治的並に経済的經營に任じたりしも、一五八〇年ボルトガルがスペインに併合せらるるに及んで、政府はその經濟的特権をボルトガル東インド会社に売却したり。

英國植民地の如きも、当初は概ねその經營を国王の寵臣に委任せり。例えばエリザベス女王は、一五七八年サー・ハムフリ・ギルバート Sir Humphrey Gilbert に賦与するに、新世界を經營し、その商業を独占するの特権を以てし、次で一五八四年彼の義弟サー・ウォルター・ローリー Sir Walter Raleigh に、同様の特権を賦与して遺業を継がしめたり。その他ジョージ・カルヴァート George Calvert は、一六三二年チャールス一世よりメリーランドの經營権を、サー・フェルディナンド・ゴルジアス Sir Ferdinand Gorges は一六三九年今の大マーン州地方に対して同様の特権を、アルベマール公爵ジョージ・モンク George Monk, Duke of Albemarle、アシュリー Ashley 裴外五名は、一六六二年ヴァージニア南方一帶、今の南北カラライナに対する特権を賦与せられたり。

仏国政府は、その獲得せるカナダに対し、本国の封建割度に倣いて、個々の貴族に広大なる土地を与える、以てこの新領土に「大名」を創設したりき。

然れども個人が獨力を以つて至難なる初期の植民的經營に当るは、もとより容易の業にあらず。加うるに植民的發展に不利なる各種の弊害を生み易し。これをスペインの例に見るも、コロムブスは新地經營

に必要な個人資本の参加を得る能わず、政府は自ら経費を支出して、嚴重なる監督権を要求したるより、コロムブスと政府との間に不和を生じて、終に契約の破棄を見るに至り、この近世ヨーロッパ最大の恩人は、失意と懊惱と煩悶との間にその生を終れり。中米及び南米に於ても、特権を賦与せられたる私は、ただに本国に対し有せる財政上の義務を果さざりしのみならず、自家の私欲を事として植民地の司法及び行政を等閑にし、土民を虐待すること甚だしかりしを以て、終にスペイン政府のためにその特権を取消されたり。ポルトガルの場合に於てもまた然り、政府は結局皆なその独占権を私人の手より回収せり。しかして英國の場合に於ても、ギルバート以下しかの諸先駆者、ことごとく非常の困苦を嘗め、しかもその実蹟より言えど、概ね勞多くして功少なきに終りざりしはなし。

かくの如くにして近世植民諸国は、植民地の經營が、これを私人に委ぬるには事余りに困難紛糾、國家直接これに従事するには充分なる余裕を欠くの故を以て、ここに商事会社に特権を賦与して、植民地經營に当らしむるの策に出でたり。この種の特許会社の主要なるものは

ロンドン東インド会社後に英國東インド会社（一六〇〇年特許状賦与）

ヴァージニア会社
（一六〇六年同上）

王立アフリカ会社
（一六一八年同上）

マッサチューセッツ会社
（一六二八年同上）

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一章 特許会社の植民史的意義

ハドソン湾会社

オランダ東インド会社

オランダ西インド会社

フランス東インド会社

(一六七〇年同上)

(一六〇二年同上)

(一六二一年同上)

(一六六四年同上)

等にして、上記の外、スペイン、ポルトガル、オランダ、フランス、プロイセン、デンマーク、スウェーデン諸国に、多数の小会社あり。しかして如上諸会社中、規模最も大なりしは、英國及びオランダの東印^{オランダ}会社なりしことを須^もい。東洋に於ける両国の植民史は、實に両インド会社の歴史なりと云うも過言に非ず。

これ等の特許会社は、いざれも特定地域に於ける主要高権を委任せられたるものにして、該地域に於ける商業の独占権をも賦与せられたり。特許会社の最も優勢なりしは第十七世紀にして、重要な会社は第十八世紀に至りてもなお勢力を維持せしが、該世紀の末年に至り、後章に述ぶるが如き種々なる理由より、その存続を不可能とするに至れり。

然るに第十九世紀の後年に至り、一旦歴史の舞台よりその姿を没したる特許会社が、再び盛んに現出するに至れり。けだしこの期間に於て、歐洲列強は異常なる熱心を以て植民的發展を試み前時代に於ける植民諸国が、新開國の豊富なる物産を争奪せるに対し、新植民諸国は土地そのものの争奪に激烈なる

競争を試みたり。しかしてこの競争に於て、国家が直接新地の獲得に従事することは、常に他国の妨害に遭うの虞あり、且政府事業はこれを私人事業に比して失費多きを常とするを以て、ここに特許会社は再び重要な植民的活動の機関たるに至れり。しかも前期の特許会社が、主として経済的目的を有し、政治的活動は経済的利権を保護するの必要より生じたるを原則とせるに対し、後期の特許会社は、当初より明白に政治的目的の下に設立せられたり。これ等の特許会社中最も重要なものは

イギリス北ボルネオ会社

(一八八一年設立)

王国ナイジャーレー会社

(一八八六年設立)

イギリス東アフリカ会社

(一八八八年設立)

イギリス南アフリカ特許会社

(一八八九年設立)

ノイ・ギニア会社

(一八八五年設立)

ドイツ東アフリカ会社

(一八八五年設立)

ポルトガル・モサムビク会社

(一八九四年設立)

等なりとす。

重商主義の盛時に当り、特に仏国に於ては、國民経済学上及び国法学上の学説として、特許会社制度

SAMPLE
Showin-Shosha.com

を称揚するの風あり、モンテスキュー Montesquieu の如きもその万法精理 L'Esprit des Lois 中にこの制度を是認したり。但しヴォーバン Sébastien le Prestre de Vaillan の如き¹ 同じく重商主義者にしてこの制度を否認する者もありき。その後重農主義者及びアダム・スミス時代に至りては、国民経済上の思想もまた一変し、学者概ねこれに反対するに至れり。英國に於ては、東インド会社が偉大なる勢力を有せしを以て、当時の著書多くは該制度を弁護するの傾向ありしといえども、ヒューム David Hume の如きは、既に明確にこれを否定せり。しかしてアダム・スミスが特許会社の植民地統治を非難して「恐らく如何なる国に取りても最悪の政治なり」とし、殊にその商業独占権を不当としたるは世間周知のこととに属す。彼に従えば「かくの如き排他的会社は總ての点に於て有害なり。そは常に多かれ少なかれ、これを設立せる諸国に取りて不便なり、しかしてその統治の下に置かるる諸国に取りて實に破滅的なり」⁽³⁾。ドイツの経済学者もまた多く特許植民会社制度を非難せり。しかして今日の植民政策学者に至りては、ほとんど一人としてこれに賛する者なし。なかんずく最も明確に特許会社の弊害を指摘し、その植民政策上に於ける不利を論じたる者をアルフレッド・ツィムマン Alfred Zimmermann となす。

ツィムマンの非難は、これを四点に要約するを得べし。第一にかくの如き制度は、近代法律の根本精神と相容れず。近世の法律的意識によれば、私人又は私立会社は、公法上の権力を行使すべきものに非ず。旧地たると植民地たるとを問わず、各種の人々に高権を行使するの権能は、唯だ国家自身にのみ存せざるべからず。故に私人の當利機関と國家の政治機関とを混同せるが如き特許会社制度は、先ずこの

点に於てその存立を非難せらる。第二に植民的活動は必然直接又は間接に、國家の外交的並に軍事的援助を必要とする事業なり。しかもこれを私人又は私立会社に委任することは、常に本国を外交的並に軍事的危險に暴露するもの。特許会社の活動によりて生ぜる大小の國際的關係が、常に本国政府の責任となり、これがために紛糾を招ける実例は外交史上に乏しからず。第三に私立会社の根本目的は營利に在るが故に、最も迅速に最大の利益を收めんと欲し、往々にして森林の濫伐、土人労力の搾取、鉱産の粗収等、植民地将来の發展に精神的並びに經濟的障礙を置くに至る。第四に特許会社は、植民地に於ける經濟的權利を独占するを常とするが故に、一方には總て無競爭的地位に在る者に共通なる弊害を招き、他方には普通移民の活動範囲を縮少し、相待ちて植民地の健全なる發達を妨ぐる虞れあり。⁽¹⁾

叙上の如きツイムマンの主張は理論としてもとより正当なり。國家が私人又は私立会社に廣大なる領土と各主要高權の行使とを委任するが如きは、近代法律の發達と、國家の本質及作用に関する吾等の觀念とよりすれば明白に一個の背理なり。然れどもかくの如きは、近代國家を標準としての超越的批判にして、封建國家の採用せる制度として内在的批判を下す時は、自ら別個の意義を生ずべし。けだし特許統治は、當時の封建法の觀念よりすれば毫も奇異なるものに非ず、且新領土經營に関する必要の行政制度を有せざりしを以て、特許会社制度はむしろ機宜を得たりしものとなすべし。しかして近代ヨーロッパが植民的活動を開始せる當時の政治的並に經濟的狀態を顧れば、この間の消息は更に明瞭を加うべし。けだし一五〇〇年より一九〇〇年に至るヨーロッパの世界的發展は、その發端の突然なる、しかして

第一章 特許会社の植民史的意義

その経過の迅速なりし点に於て、真に一個の驚異たり。コロムブスの航海に先つこと十年以前に於て、恐らく如何に大胆なるト占者といえども、かくの如き運命を予言し得ざりしなるべし。第十五世紀末年に於けるヨーロッパ人は西部並に中央ヨーロッパ、スカンディナヴィア、及び欧露の西北部に跋躡さくくせきし、その治下に在りし国土はわずかに二百万方マイルに過ぎず、人口は一千万を出でざりしなり。試みに第十五世紀末に於ける「近代植民政策の父」と呼ばるボルトガルの国状を見よ。そは人口百万に足らず、商業も海運も発達せず、子女の教育はイタリア人及びドイツ人を労するの状態に在りしなり。スペインの如きも、人口は四百二十五万を出でず、バルセロナ及びバレンシアを除けば、工業の見るべきなく、工業製品の大部分はこれを北欧及びイタリアより輸入し、金融及び小売業は全然ユダヤ人の掌中おもひに在り、しかしてその農産は辛うじて国内の需要に応じ得たるに過ぎざりき。英國の国勢もまた然り、第十五世紀末に於ける英・蘭イギリス・オランダの人口は約二百万と称せられ、イギリス諸島の全人口を合せて三百万に足らざりしなり。その經濟的生活は、なお原料生産の段階に止まり、國民は粗放的農業殊に牧羊に従事し、羊毛は錫と相並んで重要な輸出品たりしも、工業は未だ発達せず、工芸品はイタリア、ドイツ、普蘭、フランスの諸国より輸入せられ、しかもその商権は外國商人の掌中に握られたりしなり。しかして当時のヨーロッパ諸国、一として多年内外の戦乱に苦しまざりしは無し。

かくの如き時に當り、突如新しき世界を千里の外に發見すといえども、國家自身が軍隊を海外に派遣し、全然政府の手を以てその征服と經營とを行ふことは、これを政治上より觀るも、はた將又財政上より觀

るも、等しく事情の許さざるものありしは明白なり。かくして新世界の経略は、主として鬱勃たる戦闘的精神を以て、功業と財宝とを追える冒險者によつて行われたり。しかして国家がこれ等冒險者の壯図を後援してその志を成さしめ、これに与うるに封建諸侯に比すべき地位を以てしたるは、むしろ当然の径路なりしと言ふべし。ヨーロッパの急激迅速なる植民的發展は、實にこれ等豪邁卓落の士によりて遂げられたるもの。エジャートン Hugh Edward Egerton が、ハムフリ及びギルバートを以て「イギリス帝國の真個の建設者」となせるは、諂ひのぞむ批判なりとすべし。⁽³⁾

しかもギルバートその人は、一五八三年艦隊を率いてニュー・ファウンドラントに上陸し、最初の英國植民地創設に苦心したりしも、險惡なる風土のために病者の続出を見、やむなく船を南に進めて温暖の土地を求むるの途次、風波のために難波して悲慘なる最期を遂げたり。ウォルター・ローリが、一五八五年ヴァージニアに送れる百余名の移民も、またアメリカ・インディアン人の来襲と食物の欠乏とのために失敗に終れり。けだし新植民地の創設に際しては、土民の反抗と戦い、險惡なる風土に抗しつつ、未開の土地を拓き、富源の開發を期せざるべからず。これがために莫大なる労力と巨額の資本とを要するはもとより当然のこと。従つて個人獨力の事業として規模余りに大なるは言を待たず。かくて国家は、個人に代うるに団体を以てして、その經營に当らしむるに至れるもの。これに類する先例は、中世紀に於て騎士団が、教会又は君主の臣下として、不信者の住する地方を経略し植民せるあり。⁽⁴⁾ 西蘭両国初期の植民地經營は、明かにこれに則れるものなり。かくの如き理由の下に、吾等は少くとも前期の特許

第一章 特許会社の植民史的意義

会社は、必ずしも法律的に非難すべきものに非ざるを信ず。そは要するに封建国家に於ける封建的制度の延長に外ならざればなり。但し近代國家がこの制度を採用することの法律的可否は、自ら別個の問題に属す。

次にツィムママンは、特許会社植民制度を以て、本国を外交的並に軍事的危険に暴露するものとして非難せり。この非難ももとより首肯するに難からず。しかも該制度は一面に於てかくの如き不利あると同時に、他面に於て全くこれと反対の利益あることもまた歴史的事実として承認せざるべからず。後期に於ける諸国の特許会社は、原則として土地の占領及び開拓を以てその根本目的とせり。しかして特許会社は、敏活なる行動と寡少の経費とを以て、土地占領の最も有効なる機関たるの実蹟を挙げたり。即ち特許会社は、本国の議会並に一般言論機関の耳目を聳動せしめず、暗黙の間に容易に未開地を占領し、關係諸国の抗議を受くるや、政府は公然これを否認するか若くはこれを知らずとなし、しかもその実会社を策励し、他日その占領の事業完成するに及んで、これを会社より回収し、公然該地方に保護権を布くことを得べし。英國がボルネオ会社の占領地を併せ、ドイツが東アフリカを侵略せるが如き、その絶好の適例なり。故に特許会社は一英國批評家の言の如く、政府の直接行動を秘密に附する一種の被幕として、却つて國家を外交的並に軍事的紛糾より遠ざからしむるに役立てり。⁽⁶⁾

故にツィムママンの主張は、純理として首肯し得べしといえども、しかも吾等はこれによつて特許会社の植民史的意義を没却する能わず。特許会社は発生すべき正当なる政治的並に経済的事情の下に発生し、

第一部 前期特許会社制度

且植民史の一定期間に於て、本国の植民的發展に非常なる貢献ありしは、何人も拒むべからざる事實なりとす。唯だ特許会社はジャン・バティスト・セイが巧妙なる比喩を以て道破せる如く、必要なる期間以上その存続を許すべからず。若し然らざる時は、常にツィムママンが指摘せる第三及び第四の弊害に陥るを常とす。これを要するに過去の植民的活動に於て、列国はこの種の制度を必要とし、且これによつて大なる利益を挙げ得たる時期ありしは最も明白なる事實。吾等は前後両期に於ける特許会社中の代表的なるものについて、その成立、組織沿革、功過に関する研究を試みんと欲するものなり。

- (1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, Vol. II, p. 60 (Cannan's Edition).
- (2) Paul Leroy-Beaulieu, *De la Colonisation chez les Peuples Modernes*, 6^e Éd, Tome I, p. 2.
- (3) Adam Smith, *Ibid.*, Vol. II, p. 140.
- (4) Alfred Zimmermann, *Kolonialpolitik*, SS. 89-93.
- (5) H. E. Egerton, *Origin and Growth of the British Dominions*, p. 66.
- (6) Paul Leroy-Beaulieu, *Ibid.*, Tome II, p. 642.

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第二章 前期に於ける特許会社設立の政治的並に経済的事情

第十七世紀に於ける特許会社のうち、植民史上に最も重大なる意義を有するものは、言う迄もなく
（オランダ・イギリス）
蘭 英 両国の東インド会社なりとす。吾等はこれ等の会社について研究の歩を進むるに当たり先ずその
設立に至りし政治的並に経済的^{ならび}事情を考査すべし。

オランダ及びイギリスが、東洋方面に商業的發展を開始せる當時に於て、グローティウスが唱道せる
海洋自由の原則は、なお未だ世界の承認を得るに至らざりき。当時の観念によれば、海洋は陸土と同じ
く先占者に属すべきもの、従つて後來の航海者に対して、当然閉鎖せらるべきものとせられたり。しか
してインド航路の発見は、ポルトガル人ヴァスコ・ダ・ガマ Vasco da Gama の功績にしてインド洋はボ
ルトガルの領海なりしなり。ポルトガルは、この権利に拠つて、東洋に於ける貿易全部の独占を企てた
り。この独占政策の根本動機は、単に自國の消費のために、東洋殊にインドの產物を独占せんとするに

非ず、ヴェニスの例に則り、東洋に対する歐洲諸国の貿易権を、挙げてその掌裡に收め、欧亞二州貿易の唯一の仲介者として、一切の利益を壇断せんとするに在りき。

けだし當時に在りては、一般に独占の方法を以てせざれば、貿易上の巨利を收め難しとせられたり。未開又は半開國民に対する貿易の場合に於て特に然り。何となれば、かくの如き場合に於ては貿易品の価格はかつて一定せず、歐洲諸国は言うに足らざる物品を以て、能く高価の物品と交換するを得るも、若し自國以外の商人が、その競争場裏に加わり来る時は、この暴利を收め難きに至るを以てなり。ポルトガル國民は以為く、喜望峰航路発見のため、この新航路による東洋貿易の独占権は、^{まさに}当にポルトガル人に属せざるべからずと。かくしてリスボンの商人及び冒險者は、争うて東洋貿易に熱中し、インド貿易のためマラッカに、アラビア及びエジプト貿易のためアデンに、ペルシャ及びその他のアジア大陸貿易のためオルムズに、貨物貯蔵処を設けて、アフリカの諸商館とインドとの連絡を保ち、香料、綿布、絹布、真珠、その他容積の細小なる貨物を取りて、これをヨーロッパに輸入し、以つて非常なる暴利を収めたり。彼等は、一五一八年セイロンに居留地を設け、尋^ひでカムボジアに拠り、スンド諸島、ジャワ、センベス、ボルネオを蚕食し、更^さらに宣教師を支那及び日本に派して、両国と通商の路を拓き、終に寧波及びマカオを占領し、東洋全部に亘る商権の確立を試みたり。⁽¹⁾

かくの如き時に當り、他国がインド洋を航して東洋に赴き商業的活動に従うことは、明白にポルトガルの権利に対する侵害とせられ、葡^(ポルトガル)国艦隊の攻撃を免れ能わざるものとせられたり。故に當時に於ける

第二章 前期に於ける特許会社設立の政治的並に経済的事情

東洋貿易の成功は、唯だ軍事的組織を有する大規模の団体を以てしてのみ可能なりしなり。

加うるに東洋に於て商業を営むためには、アジア沿岸に君臨せる幾多半開国主権者の承認を必要としたり。これ等の君主は、その然諾に信頼を置き難く、常に利己的要求を以てヨーロッパ商人を苦しめたり。しかして孤立せる商人は、到底これ等君主の不当なる要求に抗して自己の権利を主張すべき実力を有せず。けだし今日に於ては、世界到る處重要な地点に歐洲列強の領事館あり、海上に於て自國臣民を保護するに足る艦隊ありといえども、第十七世紀初頭の歐洲諸国は未だかくの如き機関を有せざりき。唯だ政府のために貿易に従事するもの、及び特許料を納付して登録せられたる船舶によつて貿易を行うものに対しては、政府に於てこれが保護の責に任じたりしが、しかもかくの如き保護は、遠隔なる土地に於て商業に従事する者に取りて、ほとんど實際の効果なかりしなり。且それ当時東洋貿易に腐心せん者は決して一国に非ず。歐洲商業国民は、この遠隔なる地方に於て、激烈なる競争を試み、互に競争国を陥擣するに手数を挙げざりき。しかして自國艦隊又は領事の援護を有せざりし商人は、勢い自らその安全を防衛せざるべからず。かくの如き事情の下に、個人的事業の成功は、ほとんど絶対に不可能と言わざるべからず。優秀なる兵力と、豊富なる富力とを擁する団体を組織するの有利なりしことは、賢者を待ちて知らざるなり。

叙上の如き政治的理由の外、当時に於て特許会社の出現を促せるものは、實にその經濟的理由なり。前世紀後半に於ける交通機関の急速なる発達は、歐洲諸国と植民地との距離を著しく近接せしめ、これが

第一部 前期特許会社制度

ために植民的活動の全運動に根本的変化を惹起し、歐洲資本家は競うて植民地に於て起るべき鉱業又は農業に対し、自己の資本を投下するに至れり。第十六ないし十七世紀に於ては即ち然らば、ドイツ及びオランダと通商せるロンドン商人すら、なお且かつ「商人冒險者 Merchant Adventurers」を以て呼ばれ、東洋に於ける事業に対する投資の如きは、疑うべくもなく一個の投機とせられたり。

けだし当時の航海術を以てしては、インドと貿易して本国に帰航するに、少くとも二年を費やすを常とせり。當時遠洋貿易に使用せられたる船舶は、いわゆるギヤラックにして、四五の甲板を有し、大なる積載量と武力とを兼備し、これを前代のキャラベル及びギャレオンに比すれば、長足の進歩を示せりといえども、天候なまび並に海賊と戦いつつの航行は、これを今日より見れば真に遅々として且危險なるものなりき。例えばヴァスコ・ダ・ガマが、三隻の艦船と六十人の海員を率いてリスボンを出帆せるは、一四九七年七月十八日にして、そのインド西海岸カリカットに到着せるは、翌年五月二十一日なるを以て、この間実に十一個月を費やせり。第十八世紀の後半に於てさえ、オランダよりバタヴィアに至るになお半個年以上を要せしことは、オランダ東インド会社の十七人会議が、一七六九年、千二百グルデンの懸賞を以て、六ヶ月以内にバタヴィアに到着し得る飛脚船長を求めたるに徵して知り得べし。ヨーロッパの資本未だ多からず、且投資者また極めて怯懦きよたなりし時代に於て、叙上の如き危険と困難との下にインドと貿易を営むに當り、これに必要なる資本を得るの方法は、實に株式に細分して募集するの外良策なかりしなり。

第二章 前期に於ける特許会社設立の政治的並に経済的事情

加うるに当初大胆なる歐洲商人が、相競うてインドに遠征を試むるや、地理的知識の貧弱、並に貿易情報道機関の欠如より、或は他船が既に先着してその貨物を積載し去れる後に入港し或は諸船一時に入港して土地產物価格の昂騰を招くが如き、幾多の失望損失に遭遇したり。

けだし当時の商人は、インドの如き遠隔なる地方との貿易に全然無経験なりしのみならず、商業に於ける分業制度も、また未だ發達せず、いわゆる仲買商すらほとんど存在せざりしを以て、インド貿易を嘗まんと欲する者は、自ら一切の売買を監視し、自らインドに至りて欧洲に対する貨物の供給を圖らざるべからず、従つて同一商人にして異なる数種の事業を經營するの止むなきに至り、これがために多大の時間と資本とを空費するの虞ありしなり。しかも波濤万里の險を冒して目的地に到達すれば、即ち叙上の如き失敗を嘗む。かくの如き非常なる打撃を免れんがためには、勢い一大会社を設立して、合同的営業をなすに如かざること極めて明白なり。

加うるにかくの如き会社の設立は、ルロア・ボリュー Paul Leroy-Beaulieu が指摘せる如く、更に他の利益あり。即ち遠隔なる外國貿易をして、誠実並に確固たらしむる」といれなり。けだし輸出貿易、殊に半開國民に対する遠隔貿易に於ては、常に自國小商人の不信及び詐欺に基づく商業の不振を招くことしばしばなりとす。未だ厳正なる商業慣習を確立するに至らざる時代又は國土に於ては、その小商人が數千里を隔てたる顧客を欺いて私腹を肥やすに急なるは、常に見る所の悪弊なり。彼等は、かくの如き詐欺行為が、終に自國の商業及び自己の恒久的利益を傷くるに至るべき」とを顧みず、唯だ迅速直接

に眼前の巨利を僥倖せんとす。故にかくの如き事情の下に遠隔且半開国に対する輸出業の安全を図らんと欲せば、必ずや二個の条件に由らざるべからず。第一は政府に於て輸出貨物を監視すること、第二は世界に認められたる若干大商人の手に、その最大部分の取引を集中することこれなり。然るに当時に於ては、資本信用及び伝統に於て、かくの如き条件に適合するいわゆる大商人なかりしを以て、特許会社の設立は最も時宜に適せるものなりしなり。

これを要するに東インドに割拠せる有力なる歐洲列国商人の反目、土人諸君主に対する対抗の必要、政府保護の欠如、事業の冒險的性質に伴う資本の寡少、地理学的知識の欠乏、情報機関の不備、大商人が未だ出現せざりしこと等が、政治的ないし經濟的原因となりて、⁽²⁾ ここに英^{（アギリス・オランダ）}蘭^{（オランダ）}両国をしてそれぞれ特許会社を創設せしむるに至れるものなり。

- (1) Paul Leroy-Beaulieu, Ibid., Tome I, pp. 43-45.
 (2) Paul Leroy-Beaulieu, Ibid., Tome I, pp. 63-67.

SAMPLE Shoshi-Shinsyu.com

第三章 オランダ東インド会社

第一節 オランダに於ける諸インド貿易会社の出現

インド航路の発見以来、ポルトガルの首都リスボンは、中世紀に於けるヴェニスに代りて、豊富なる東印^(アンド)貨物の集積地となり、俄然としてヨーロッパ第一位の世界市場たるに至れり。しかしてこの新形勢は、ポルトガルを利すると同時に、またオランダを利したり。けだしポルトガルは、従来ヨーロッパ諸国と何等重要な通商関係なかりしに反し、オランダ諸市は、既に第十六世紀初頭に於て、北欧並に西欧と盛んに商業を営み、ヨーロッパに於ける塩魚及び乾魚、穀類、造船材料、酒類及び諸金属の至要

第一部 前期特許会社制度

市場なりき。アムステルダム Amsterdam の如きは、既に一五三六年に於て、獨力を以て四十隻より成れる艦隊を備え、且毎年三回出帆せるオランダの鮫漁船は、實に七百隻を算したり。¹⁾ 故にポルトガルは、そのインドより将来せる貨物の顧客として、機敏にして確實なるオランダ商人を歓迎し、リスボン在住の蘭商は、生命財産の安全を保障せられ、家庭に於ける信仰の自由を許容せられ、^(オランダ) 蘭商相互間の繫争に於ては自己の裁判権を賦与せられ、^(ポルトガル) 葡人との訴訟は特に王室司法官の裁判を受くるの特權を賦与せられたり。かくしてオランダ人は幾くもなくこの有利なる商業を独占し、なかんずくアントワーペン Antwerpen ブリュッゲ Brugge 及びゲント Gent の諸市は、これによりて異常の利益を収めたり。然れどもインドに至る海路は、なお厳格に西^(スペイン・ポルトガル) 葡両国の獨占する所にして、ポルトガル政府、国王の特許なくしてインドに航する一切の私人に対しては、課するに死刑を以てし、またその貨物を没収するの命令を発し、且^{かつ}かくの如き特許は決してこれを^(ポルトガル) 葡人以外に賦与せざる方針を確守せり。

オランダは種々なる理由より、しばらくこの有利なる中間貿易を以て満足せり。その理由の一はヨーロッパ沿岸航海を目的として造られたる彼等の船舶が、熱帶を通過する遠洋航海に適せざりしこと、理由の二は秘密なるインド航路に関して必要な航海上並に地理上の知識を欠如せること、理由の三はかくの如き危険にして大規模なる事業を企図する大資本家なかりしことこれなり。

然るにかくの如き事情は、第十六世紀後半、オランダがスペインの宗教的^(ナビア) 並に政治的圧制を脱すべく独立の旗を翻すに及んで、自ら変化せざるを得ざりしなり。独立戦争の初期に於ては、オランダと

(スペイン・ポルトガル)
西 葡

両国との通商関係は、ほんとこれがために影響せらるる事なく、一五七六年スペインがアントワープ以下の諸市を陥れたる後に於てさえ、これ等諸市の商人は相率いてアムステルダム方面に避難したるを以て、リスボンとオランダとの通商は、次第に北部諸州の手中に帰したりといえども、全体としてのオランダ貿易は毫も減退を見るに至らざりき。然るに一五八〇年、スペイン王フィリップ二世がポルトガル王を兼ね、一五八五年一切のオランダ船舶に対してイベリア半島の諸港を封鎖するに及んで、オランダの商業は俄然として危機に瀕し、有利なるインド貨物の売買を全然拠棄するか、若くは自らインドに至りてその產物を将来するか、二者その一に出でざるべからざるに至れり。しかして果敢にして冒險なるオランダ人は、断乎として積極的決心を執りたり。

この時に当り、アムステルダムの書肆コルネリス・クレースツ Cornelis Claesz は、一五九二年四月十七日、ポルトガル政府が死刑を以て嚴秘を保たんとするアジア、アフリカ及びアメリカの海図二十五葉に、スペインの地理学者バルトロメオ・デ・ラッソ Bartholomeo de Lasso の記述を附したる一書を出版したり。その後半歳にして、多年インドに留まりしイヤン・ホイゲン・ヴァン・リレンショーテン Jan Huygen van Linschoten の帰国するあり、一五九五年初頭、インド両半島の事情並にリスボンより東洋に至る水路を詳記せる一書をアムステルダムに於て公にせり。^②これ等の両書は從来ほんど不可知とせられたる東洋の航路並に事情に関して、初めて一道の光明を投じたるもの。加うるにポルトガル商人に雇傭せられて東洋に往復せるオランダ人が、帰來盛んに東洋諸国の事情を伝うるあり、國民の東方企業心は、か

第一部 前期特許会社制度

くして与えられたる知識によりて、著しく刺戟せられたり。

しかもオランダ人は、先ず西^(スペイン・ポルトガル)葡^(ポルトガル)両国の艦隊に襲われる危険を避けんがために、北東の航路によりて太平洋に達せんと試みたり。かくして一五九四年バルタザル・ド・ムーシュロン Balthazar de Moucheron の尽力によりて、北東航路探検船の派出となり、翌一五九六年第一回の探検船を派遣せり。それよりれ等の探検は商業的には失敗に終りたりき。

しかしに他方に於ては、九名のアムステルダム商人が、西^(スペイン・ポルトガル)葡^(ポルトガル)両国の独占航路を犯して東洋貿易を敢行せんがために、一五九四年オランダに於ける最初のインド貿易会社たる「遠国会社 Compagnie van Ver-re」を組織したり。⁽³⁾ 会社は普通「旧会社」と呼ばれる所のものにして、二十九万フロリンを投じて遠洋航海に適する英國型船舶四隻を建造し、コルネリス・ハウトマン Cornelis Houtman を総監督、ピーター・ディルクスツ・カイザー Pieter Dirksz Keyser を航海長とし、総員二百四十八名、大砲六十四門を四船に分乗せしめ、一五九五年四月一日を以て最初のインド航海に上らしめたり。しかして政府は種々なる方法を以てこの企業を援助し、大砲、小銃その他の武器を貸与し、弾薬を給与し、且喜望峰以西に於て貨物を積卸せざることを条件として、貨物に対する輸入税^{ならび}並に輸出税を免除し、且ハウトマンに對して種々なる訓示命令を与えたり。⁽⁴⁾

ハウトマンは、出帆後約一年半にして、一五九七年八月十四日、テキセルに帰着せり。彼はこの間に一隻の船と三分の二の人命とを失い、且^{かつ}その将来せる貨物は極めて小額なりといえども、この航海に

第三章 オランダ東インド会社

よつて初めてインド航路がオランダ人に明白となり、東洋と直接貿易の可能もまた立証せられ、且^かジャワの一君主と最初の通商条約を締結し得たるを以て、会社は毫も最初の失敗に挫折することなく、直ちに第二回の貿易船隊を派遣したり。しかしてアムステルダムの他の商人もまたこの年同一の目的を以て、「新東インド航海会社 Nieuwe Compagnie voor de Vaart op Oost-Indie」を組織し、二隻の大船と一隻の小船とを艦装し、一五九八年一月十六日、政府より同様の援助を得しが、出帆に先^{さき}ちて旧会社と合同の議成り、七十六万八千四百六十六フロリンを投じて、更^{あら}めて八隻より成る船隊を艦装し、五月一日ヤコブ・ヴァン・レック Jakob van Reck の指揮の下にインド航海に上らしめ、翌一五九九年四月、その未だ帰航せざるに先^{さき}ちて更に他の船隊を、しかし十二月に又更に他の船隊を派遣せり。会社がこれ等諸航海のために投じたる資金は、少くも百六十六万フロリンを下^さまわぬべく、当時に於ては實に驚くべき巨額なりとす。

かくの如き企業的^{きぎょうてき}精神の勃興は、東洋貿易を目的とする他の諸会社の簇出^{そくしゆつ}を激成せり。即ち一五九年八月、アントワープより移住せる商人を中心として、アムステルダムに支那貿易を主目的とせる「新プラバン^ハンド会社 Nieuwe Brabandsche Compagnie」創立せられ、ほとんど同時にアルクマール Alcmar ホルン Hoorn エンクホイゼン Enkhuizen 及び西フリースラント West Friesland の商人は、同じくアムステルダムに一會社を組織したり。叙上両会社は、それぞれ市長及び政府の斡旋忠告によりて、創立以後幾くもなく旧会社と合同せり。

インド熱は、アムステルダム以外の諸市に於ても、また昂騰せざるを得ざりき。かくて一五九七一八年、ロッテルダム Rotterdam に二会社、デルフト Delft に一會社、ミッデルブルク Middelburg 及びヴォーレ Veere にそれぞれ一會社の設立を見たり。一五九八年、東インドに向つてオランダ諸港を出帆せる船舶は二十一隻を算し、一五九九年、九隻の船舶は空前に豊富なる東洋貨物を滿載して帰り、國民は歓呼してこれを迎えたり。一六〇一年にはインド貿易に從事するもの實に十五船隊、船舶總數六十五隻に達したり。

この形勢は、既に一五九九年に於て、當時ハーベグに駐在せる炯眼なる觀察者、フランス公使ビュザンヴァール Buzanval をして、⁽¹⁾ インド貿易が早晚オランダの掌裡に歸すべきを予言せしめしが、彼の予言は直ちに實現せられたりき。⁽²⁾ オランダは實に第十七世紀初頭に於て、その大胆なる決心と、旺盛なる企業精神と、並に巧妙なる經營とによつて、僅々十年以前にほとんど不可能視せられたるインド貿易に於て着々巨利を收め、アジア・オランダ間に自由且繁榮なる通商關係を確立するに至れり。

- (1) Alfred Zimmermann, Die Europäischen Kolonien, Bd. V, S. 1.
- (2) Jan Huygen van Linschoten, Reysgeschicht van de Navigatioen der Portugaloeyers in Orienten, Amsterdam, 1595.
- (3) 九名の商人は下の如く。Heyndrick Hudde, Reynier Pauw, Pieter Hasselaar, Jan Jansz Karel, Jan Poppen, Heyndrick Buyck, Dirck von Os, Sivert Pietersz, Stein, Arent ten Grootenhuyss.
- (4) ハウヘマンがモーリシャスに設けたる訓令の大要は下の如く。如何なる場合に於ても攻勢に出でるゝ所なく、唯だ必要なる防衛手段を取るべき」と、その使命が軍事的に非ず商業的なる所以を体得して、平和なる手段によつて

第三章 オランダ東インド会社

て目的を達すぐやいりん、敵国艦船に認められたりと覺しき時は旗を取下ろすりん、バンタムに於て土人君主と通商

条約を結ぶる。

(5) ピュサンヴァールは、オランダが幾くもなく東洋貿易に於て非常なる發展を遂ぐべく、従つてボルトガルは、その百二十年来維持し來れる利益を失つて至るぐゑを述べたる後、下の如く語えり。“Voilà comment ces flegmatiques et patiens Hollandais, quand on leur ferme un trou, comme on leur fait celui des Espagnes, en trouvent toujours quelqu'autre pour s'y fourer et s'échapper!”

第二節 オランダ東インド会社の成立及び組織

デ・ロイス De Reus が「地より生ずる菌」と評せる如く、頻々として簇出せるインド貿易会社のうち、第十七世紀初頭に於て最も重要な会社の数は、アムステルダムに四、ロッテルダムに二、デルフトに一、ホルン及びエンクホイゼンにそれぞれ一、合計九を算したり。これ等の諸会社は、政府の戒告ありしに拘らず、国内並に海外に於て、激烈にして無譲なる競争を試みたり。東洋諸港に於ては、諸船皆な先を争うて貨物を積込まんとするが故に、甚だしく価格の騰貴を招き、且これがために常に強欲なる土人君主の乗ずる所となれり。しかして本国に於ても、同じく競争のために東洋貨物の価格低落を招きたりしを以て、兩者相待ちて著しくインド貿易の利益を低減せざるを得ぬり也。かくして諸会社は、各々

第一部 前期特許会社制度

東洋貿易を独占するの権利を政府より獲得せんと苦心し、一切の手段を以て互に他を排擠せり。しかしてその醜態は遂にホルランドの議会をして一六〇〇年三月二十日、東インド諸会の現状はオランダの恥辱たり且有害なりと決議せしむるに至れり。

東インド貿易を有利ならしめんがためには・諸会社の協調を必要とせる」とは、夙く既に一五九八年頃より明白に看取せられたりしに拘らず、偏狭なる利己心と地方的感情とは、彼等を駆りてその無益なる競争を継続せしめたり。一六〇〇年九月に至り、ようやく合同に関する具体的運動を見るに至りしも成らず、却つて競争を激烈ならしむるに終れり。

かくの如き状態の永続は、明白にオランダその者のために不利なるを以て、時の最も聰明にして才幹ある政治家オルデンバルネヴェルト Oldenbarneveldt は、しばしば諸会社に向つて合同の急務なるを戒告せしが、一六〇一年十二月、再度諸会社の代表者を召集して合一を強要し、協議約三個月の後、一六〇二年三月二十九日、初めて諸会社を合同せる東印度会社、即ち「全オランダ特許東印度会社 Generale Nederlandsche Geotroyeerde Oost-Indische Compagnie」の設立を見、期限二十一個年の特許状を賦与せられたり。

東印度会社に賦与せられたる特許状 Octroi は、四十六個条より成り、会社成立の理由を叙述せる前文を附せり。しかして東印度会社は、デ・ロイスが言える如く組織並に政策に於て、歴史なく発達なく、もとよりその事業の方法並に財政状態に若干の変化ありしといえども、根本原則はかつて変更する

所なりしを以て、吾等は該特許状によりて、明確に会社の性質並にその政策を知り得べし。

特許状は第一一七条に於て会社の組織を、第七十一一条に於て株式参加を、第十二一十四条に於て諸會議所間の関係を、第十五一十七条に於て会社と株主との関係を、第十八一三十三条に於て重役の性質を、第三十四一三十五条に於て商業独占権を、第三十六一四十五条に於て会社と国家との関係を規定し、第四十六条に於ては、オランダの臣民に對して会社の特權を尊重すべく若しこれを侵犯するときは重罰に処すべきことを命令し、官吏に対しても会社の重役の活動を妨害すべからざることを訓示せり。吾等は以下如上諸項について叙述すべし。

オランダ東インド会社は、これをその組織の上より言えば、東洋貿易を目的とせる既存会社の聯合なり。そはオランダ諸市に於て営業しつつありし諸会社を結合せるものにして、これ等の諸会社は、その所在地方に於て一団となり、各州会によりて任命せらるる重役の下に置かる。かくして成立せる地方重役団体は「會議所 Kamer」と呼ばれ、それぞれ州内諸会社の利益を代表す。従つて會議所の大小は、合同以前に於て諸会社が代表せる各地方の商業的勢力と比例し、アムステルダムは二十三名、ゼーランドは十四名、デルフトは十二名、ロッテルダムは九名、ホルンは四名、ニンクホイゼンは十一名の重役を有せり（第十八一二十三条）。かくして当初重役総数は七十三名なりしが、後に六十名と定められ、アムステルダム二十名、ゼーランド十二名、その他は各七名宛とせられたり。しかして船隊編制等に要する出資額割合もまたこれに準じてアムステルダムは二分の一、ゼーランドは四分の一、その他は各十六分

第一部 前期特許会社制度

の一を分担すべく定められたり（第一条）。

これ等諸会議所の統轄機関として、即ち「合同諸会社に関する一切の事件」を処理するため、アムステルダム会議所より八名、ゼーランド会議所より四名、その他の会議所より各一名を選任して成れる「十七人会議 Raad van XVII」あり（第二条）。出帆の日時、出帆すべき船舶数、ないし東洋貿易に関する一切の方針は、その決定する所たり（第三条）。会議の場所は六年間はアムステルダム、次の二年間はゼーランドとし、交互にこれを繰返すべきことを定めたりしも（第四条）、主として政治的事情の下にしばしばゼーランドに於ける会議を首府ロッテルダムに移せり。

会議所は互に各自の事業並に計画を詳細に通告せざるべからず（第十四条）。しかして多大の成功を収めたる会議所は、香料その他の東洋貨物を、失敗せる会議所に融通すべきことをも定めたり（第十三条）。これ等の条項は、努めて従前の分離的傾向を緩和し、諸会議所間に連帶的性質を増進せしめんがために設けられたるものなりしも、各会議所は實際に於てなおほとんど独立の状態を維持したり。即ち船舶は出帆せる港に帰着すべく、若し止むを得ざる事情のために他港に入りたる時は、貨物の陸揚に関する一切の監視を同地の会議所に委任するを可とする場合を除き、該船舶を派遣せる会議所の重役が、出張してこれを監視すべしと定められたり（第十二条）。且重役が破産せる場合には、これによつて生ずる損害は会社全体の負担とならず、その属する会議所に於てこれを負うべく（第三十二条）、書記雇人等の給料もまた各会議所に於て各自に支払うべく定められたり。

重役は会社実際の經營に任ずる当事者にして、最初に選任せられたる七十三名は皆な既存会社の重役たりし者、その姓名は載せて特許状に在り（第十八—二十三条）。重役に欠員を生じたる場合は、総数六十名に減ずるに及んで初めて既述の割合に準じてこれを補欠すべく（第二十四—五条）、その方法は先ず会社側より欠員一名に就き三名宛^{ざつ}の候補者を指名し、各州会に於てこれを選任することとせり（第二十六条）。重役は誠実潔白に行動し、株主に對して公平なるべきことを誓わざるべからず（第二十七条）。彼等は断じて会社の金子を自由にし、又は経費を株主に負担せしむるを得ず、且つ各会議所会計監理の全責任を負わざるべからず（第三十一—三十三条）。重役の俸給は、船舶艤装費及び復航貨物の価額を基礎としてその一パーセントを支払わる。しかしてその割当は艤装費負担割合に準じてアムステルダム会議所二分の一、ゼーランド同上四分の一、その他は各十六分の一を受く（第二十九条）。これ等の規定は重役をして廉潔を保たしめんがために設けられたることは言を待たず。しかして会議所は一切の贈与を受くることを禁ぜられ、後には重役は一切インドとの私信の往復をさえ禁ぜられたり⁽³⁾。されど總てこれ等の規定はついに空文たるに終り、年を経るに従いて会社の重役は競うて私利を事とし、必然全体の腐敗を招くに至れり。

オランダ国民は、何人といえども金額の大小を問わず、株式参加の権利あり、特に小額投資者を奨励するため株式応募額超過の場合には、巨額の投資者は小額者に譲るべしと定められたり（第十条）。株主は最初の第十年末、即ち第一回総損益勘定が行わるる際にその金額を回収し得べく（第七条）又会社

第一部 前期特許会社制度

の事業に不満なる株主にして出資金の返却を求むる時は、投資期間に対する七分五厘以上の利子を附して返却を受くるを得（第九条）。特許状がオランダ人以外に株主たることを許さず、且重役は就任に際して外国競争会社と何等の関係なきことを宣誓すべしと定めたるは、オランダの国家的独占政策を表白せるものとして注目に値すべし。

東インド会社の東洋航路並に貿易独占権は、特許状第三十四条及び第三十五条に定むるところにして、会社以外の船舶は、向後二十一個年喜望峰の東方に航し、又はマゼラン海峡を通過することを厳禁せられ、若しこれを犯すものは、船舶並に貨物を没収せらる。但しマゼラン海峡航路に関する条文は、会社が四個年以内にこの特権を利用せざる時は無効に帰すとせられたり。しかして会社は如上の区域内に於て土人君主と条約を締結し、必要に応じて城郭を築造し、軍隊を編成し、軍事、行政、司法の吏員を任命するの権利を与えられ、その他通商の発達を図り、公安を維持し、法律を執行するに必要なー切の手段を執るの自由をえられたり。ケラーフ Albert Galloway Keller が言える如く、会社は實に東インドに於て、オランダより分離して独立の政府を建設することの外は、總てをなすの権能を賦与せられたるものなり。⁽¹⁾

会社がその成立の由来並びにその本質よりして、國家と密接なる関係を有せるは言を待たず。特許状第六条に於ては、若し重役間に意見の一致を見る能わざる時は、国会これを決裁すべしと定め、第三十六条に於ては会社が損失を招く時は、国会に救済を求め得ることを規定せり。また国家は、会社がスペ

第三章 オランダ東インド会社

イン及びポルトガルの船舶を捕獲せる場合に、その利得の一二十パーセントを受くべく（第三十七条）、且特許料として会社より政府に取るべき二万五千フロリンは、これを国会の持分として会社帳簿に記入し、これに対する配当を受くべく（第四十四条）、会社の貨物に対して輸出入税を賦課し（第三十八条、第四十一条）、度量衡制度の割か一を强行し（第四十条）、船隊又は船舶の指揮者は、国会に對してインド事情並に航海事情を詳細に報告すべきことを定めたり（第四十五条）。しかして国家は、会社の同意なくして会社の武器弾薬等を取上ぐることなく（第三十九条）、会社に對してオランダ諸港に於て海員を逮捕する警察権を委任せり（第四十三条）。

創立当时に於ける会社の資本は約六百四十五万フロリンにしてこれを地方別にすれば下の如し。

アムステルダム會議所	三、六八七、〇〇〇フロリン
ゼーランド會議所	一、三〇六、〇〇〇フロリン
エンクホイゼン會議所	五四一、〇〇〇フロリン
デルフト會議所	四七一、〇〇〇フロリン
ホルン會議所	二六八、〇〇〇フロリン
ロッテルダム會議所	一七四、〇〇〇フロリン

第一部 前期特許会社制度

会社の資金が一株三三千ハロコヽヒヽヒヽ一千一百五十三株より成れりしヽは多くの学者の著書に記述せらる所なりシ。ハレル⁽⁶⁾ノハーネハベル⁽⁶⁾シナホドが指摘やく明白に記述なりシ。

- (1) De Reus, Geschichtliche Ueberblick der administrativen, rechtlichen und finanziellen Entwicklung der Niederländisch-Ostindischen Compagnie, S. xii.
- (2) De Reus, Ibid., S. vii.
- (3) De Reus, Ibid., S. 24.
- (4) Albert Galloway Keller, Colonisation, P. 394.
- (5) Saalfeld, Geschichte des Kolonialwesens in Ostindien, Bd. III, S. 35. Roscher, Handel und Gewerbfleiss, Paragraph 31, Aumerkung 7. Schmolers Jahrbücher, 1893, S. 977. Leroy-Beaulieu, Ibid., Tome I, P. 392.
- (6) Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, 2. Bd., S. 333. Oskar Nachod, Die Beziehungen der Niederländischen Kompanie zu Japan im siebzehnten Jahrhundert, SS. 79-81.

第三節 オランダ東インド会社の目的及び政策

オランダ東インド会社の目的は、シンガポール海峡をその競争国なかんずくポートガルに対して閉鎖すると同時に当時東南アジアの貿易に於て最も活動せぬ、トラビニア人及び支那人の勢力を驅逐し、且^かフィリピンよりスマインの勢力をも駆逐し、以て東洋貿易を独占せんとするに在り也。しかしてこの目的は

SAMPLE
Shinsui.com

第八章 結論

第一節 前期特許植民会社の批判

吾等は、既に前後両期に於ける特許植民会社の主要なるものについて、その成立並に事業を研究したり。今や吾等は、概括的にこれ等諸会社を通觀し、これに対する綜合的批判を加えざるべからず。

前期に於ける特許会社発生の政治的並に経済的事情に関しては、既にこれを解説せり。要するに近世植民諸国は、新たに獲得せる遠隔なる領土が、これを私人に委ぬるには事余りに困難紛糾、國家直接これに當るには充分なる余裕を欠くの故を以て商事会社に特許権を賦与して、植民地經營に当らしめたる

SAMPLE
Shop-Shinsui.com

ものなり。故に前期特許会社は、その成立が一個の商事会社たりし当然の結果として、創立当初に於ける中心思想たり且根本目的たりしものは、一定の地方に商業上の独占権を確立するに存したり。

これをオランダ東インド会社について見るに、その目的とせし所は、東洋貿易を独占するに存し、これがためにシンガポール海峡をポルトガルに対し閉鎖し、東南アジア貿易をアラビア人及び支那人より奪い、且^{かつ}フィリピンよりスペインの勢力を驅逐して、能くその目的を遂げたり。かくて会社は、^(スペイン・ポルトガル)

^(西・葡)两国の植民的活動に於けるが如きキリスト教の弘布、軍事的功名の追求、ないし土地併合の如き、文化的又は政治的方面に毫も指を染むることなく、唯だ貿易による富力の増進と云う一点にその活動を集約せり。オランダ西インド会社の場合もまた然り。その首唱者ウセリングクスの精神は、本国に原料を供給し、本国より製品を需要する「奴隸なき植民地」の建設に存し、東インド会社の商業的独占を痛撃せしに拘らず、その現実に組織せられたる時は、全然東印度会社と同一性質のものとなれり。即ちその主目的はアフリカ西海岸、アメリカ西海岸、太平洋諸島、及び南洋未発見諸島との貿易を独占するに存し、しかしてこの目的のために^(スペイン・ポルトガル)西・葡两国の海上勢力を驅逐するに努めたりしが、アフリカ及びアメリカに於ける^(スペイン・ポルトガル)西・葡两国の植民的根拠は、東インドに於けるよりも遙に強固なりしが故に、東インド会社の如き成功を収め得ずして終れり。

英國諸特許会社も、またことごとく商権の確立を目的とするものにして、イギリス東インド会社成立の主因が、商業的利益の追求に存せしことは、既に吾等の述べたる所なり。しかして當時東洋貿易に於

第二部 後期特許会社制度

けるイギリスの競争国は、ポルトガル及びオランダの両国なりしが、東インド諸島及び後インドに於ては遂にオランダ東インド会社のために圧倒せられたりといえども、前インドに於ては能くポルトガル勢力を駆逐して、次第にその貿易独占権を確立したり。ただ英國の北米に於ける諸特許会社は、ハドソン湾会社を除けば、その活動範囲が温帯地なりしと、且香料又は貴金属の如き、經濟的掠奪の対象なかりしことにによって、自余の会社とその趣を異にしたり。

叙上諸会社は、その当初に於て、商業団体たりしと同時に軍事団体たりしは、海洋自由の原則がなお未だ世界の承認を経るに至らず、なお一般に独占の方法を以てせざれば貿易上の巨利を収むること能わざと信ぜられたりし時代に於て、他国がインド洋に航して東洋に赴き、以て商業的活動に従うが如きは、海洋又は航路の発見者にして、従つてその占有者なるポルトガル又はスペインの権利に対する、明白なる侵害とせられ、その艦隊の攻撃を免れ能わざりしが故なり。従つてその軍事的行動は、政治的目的を以て行われたるに非ずして、商業的目的を以て行われたるものなり。かくの如くにして前期諸特許会社は、その創立当初より事業經營の前半に於ける時代に於ては、統治者に非ずして商人たりき。

しかるにこれ等の諸会社は、その後半に至りて、ようやく政治的色彩を濃くし、商人たるよりも統治者たるに至れり。しかもかくの如き変化を招来せる所以も、また實に營利的動機に出でたるものにして、その商業的特権を保持し若くは強行せんがために、政治的権力を行使せるものに外ならず。けだし会社が、通商貿易による利益を主眼とし、商業上の根拠地ないし商船碇泊地の獲得を以て満足する間は、その活

動は原則として商業的なりといえども、進んで内地に入りて新事業を開拓し、若くは土人産業を支配せんと欲するに至れば、必然該地方を占領してその住民の上に政治的権力を確立せざるべからず。これをオランダ東インド会社の例に見よ。第十八世紀に入りて、会社が珈琲及び甘蔗を東インド諸島に移植して栽培植民地を建設せんとし、該島民の香料植物栽培に嚴重なる制限監視を加うるに及んで、その活動は初めて著しく政治的性質を帯びるに至れり。しかも会社は、その酷薄なる政治的活動によつて、間もなく諸島民の反抗を激成し、これに由つて惹起せられたる大小の戦闘のために、巨額の支出を止むなくするに至り、遂に解散の因をなせり。

イギリス東インド会社の場合にありては、その政治的活動は、フランスとの勢力競争上の必要に出でたるものにして、その端をクライヴに発し、ウェルシリに至りて積極的となり、次いでヘスティングスこれを遂行し、最後にダルハウディによつて熱狂的に行われたり。しかもダルハウディ時代に於ける会社は、その最後の特權たりし支那貿易独占権を廢せられ、一切の商業を営むことを禁ぜられたる純乎たる政治機関にして、名は即ち会社なりといえども、実は本国政府がしばらく旧態を存してインド統治を行えるもの、会社の重役の如きも、事実に於ては政府の官吏なりしなり。しかしてかくの如き統治に対するインド人の反抗は、遂に一八五七年の大乱となり、会社の事実的並に形式的解散を見るに至れり。

次に前期特許会社、殊に両インド会社の興味ある共通点は、常に高率の配当を株主に行うに腐心せることこれなり。かくの如きは、本来商事団体たりし会社として、何等異とすべきことなきが如くなるも、

不当なる高率配当を維持せんと努めたりしが故に、財政上の甚しき窮乏^{きゆうぱ}を招くに至りたるは注意に値す。オランダ東インド会社は、その存立百九十八年を通算して約三百六十九割、即ち平均約一割九分の配当を行えり。会社が実際に於て巨額の純益を挙げたりし場合に於て、高率の配当を行うは敢て不可なし。しかも会社重役は世間的好評を博せんがために、強いて高率の配当を行わんとし、歴代重役唯一の苦心は、如何にして配当率を高くするかに存せるに至りては、明白にその弊害を認めざるを得ず。殊に会社は第十七世紀末葉以来、年々多額の損失を続け^{きたまつ}來りしに拘らず、なお高率の配当を敢てし、しかもこれを支払うべき現金に窮し、配当額に相当する四分利附債券を株主に与えたり。イギリス東インド会社の場合は、前者の如く甚しからずといえども、一六五九年より一六九一年に至る毎年の平均配当率は二割五分に達し、クライヴ時代に頻発せる戦争のために、会社の支出にわかに大を加え、財政甚だ困難に陥りし以後に於ても、一七六七年の如き、なお一割二分五厘の配当を行えり。しかもかくの如きは、世間を眩惑する手段たりしに過ぎざりしを以て、その真相が暴露せらるるに及んで、激烈なる攻撃を蒙るに至れり。

アンドレ・ルボン^{André Lebon}^{いわ}曰く、「商利の本能は、一切の植民的征服の本原なり」と。これを近世植民史の前半に従事する時、吾等はこの言の適切なるを思わずんば非ず。オランダをして「東方の樂園」を獲得せしめ、イギリスをして「世界の宝庫」を獲得するに至らしめたるは、その源を冒險なる商人の営利心に發せるものにして、東洋に於ける両国植民史は、實に両特許会社の歴史に外ならず。この点に於

て、両会社の本国に對してなせる功勲は、何人もこれを拒むこと能わず。吾等が既に第一部第一章に例示せる如く、ヨーロッパ植民国の政治的及び財政的事情が、國家自ら軍隊を万里の外に派し、直接新領土の征服と經營とに從事するを許さざりし近世植民史の初期に於て、特権を商事会社に与えてその経略に當らしめたるは、最も自然にして且有効なる制度なりしと云うを妨げず。しかしてこれ等の特許会社は、概ね母国の直轄統治を導く前駆者たるの任務を尽したり。

第二節 後期特許植民会社の批判

前期諸特許植民会社が、その本質に於て商業的なりしに對し、後期諸特許会社の最も著しき特徴は、当初より政治的なりしことこれなり。先づこれを英國について見るに、王国ナイジャーハイ^{ハイ}会社を一の例外とするのみにして、自余の諸会社は商業を眼下に置くことなかりき。従つて前期会社の特許状は、一定の地域に於ける商業獨占権の賦与を以て眼目とせるに反し、後期会社のそれはことごとく商業獨占権を禁止したり。北ボルネオ会社の特許状は、その第十八条に於て、ナイジヤー会社のそれは第十四条に於て、東アフリカ会社のそれは第十六条に於て、東アフリカ会社のそれは第二十条に於て、ほとんど同一字句を以て、「公の秩序を保つための經費に充つるため一定の関稅を設定する權利を賦与せられたる外、商業

第二部 後期特許会社制度

は何人(なんびと)に對して「自由に開放せらる」と明記したり。もとより後期諸会社も一面に於て営利的目的を有せりといえども、その意を注げるは商業に非ず、採鉱、造林、農耕等の植民地産業の發達に存したり。次に会社が自由主義ないし人道主義の立脚地より、奴隸制度の廢止に努力し、且土民(かづ)の信仰に干渉せず、その風俗習慣を尊重すべき義務を課せられたることも、たといかくの如き義務が如何なる程度まで實際に履行せられたるかは疑問に屬すといえども、また前期会社と相異れる一点なりとす。即ち北ボルネオ会社は特許状第七条、第八条に於て、ナイジャーベニア会社は第十七条、第七条(ママ)に於て、東アフリカ会社は第十一条、第十二条に於て、南アフリカ会社に於ては第十二条、第十三条、第十四条に於て、等しく叙上の義務を課せられ、東アフリカ会社は、更に第十二条に於て酒類の販売を能う限り防止すべしとせられたり。

更に前期諸会社は、特許状に於て政府の監督を受くることを規定せられたりしに拘らず、實際に於て本国政府は、植民地經營を会社に一任し、会社は何等の拘束を受くることなしに、その欲する所を遂行したり。政府の干涉は、第十八世紀末葉、特許会社の使命が、既に終末に近づける時に於て、初めて開始せられたるに過ぎず。これに反して後期諸会社は、当初より本国政府の嚴重なる監督の下に立ち、殊にその対外關係については、全然政府の意を奉ぜざるべからず。即ち北ボルネオ会社の特許状は、その第六条に於て「会社が外國に對して執れる態度に關して紛糾を生じ、これに關して非難を受くる場合は、会社は直ちにその解決を政府に委ぬべし」と規定し、その他の会社に於ても、ことごとく同様の条件を

附せられたり。

単り対外關係についてのみならず、その他の点に於ても会社は政府の監督に立たざるべからず。なんぞく会社が、永久に英國々籍を保持すべきことは、殊に力説せられたる要求なり。かくて後期会社の範例となれる北ボルネオ会社の特許状は、その第三条に於て、会社は常に英國的性質を有し、本部を英國に置き、会社重役及びボルネオに於ける会社の主なる代表者は、常に必ずイギリス臣民たるを要すと規定し、第十三条に於て重役の任命は政府の裁可を要すと規定し、第四条に於て、会社は政府の同意なしくて、その権利の一部又は全部を、他に譲渡するを得ずと規定せられたり。自余の会社に於ても、また同様の規定あるは言を待たず。南アフリカ会社の場合に於ては、特許状第十七条に於て、毎会計年度締切以後、能う限り速かに、該年度に支出せる行政費、及び商業上の利益と區別せる公収入の明細表、並に領内の統治成蹟に関する報告を政府に提出し、毎会計年度に先ち、行政費及び公収入の予算を提出し、更に政府の要求ある場合は、何時にも報告ないし計算書を提出すべしと定められたり。

最後に両者の相違点は、前期会社が株主に対する配当に苦心せるに反し、後期会社はほとんどこれを念頭にも置かざりしことに存す。北ボルネオ会社は、創立以来十五年、全く無配当にして、四十年に至つてようやく最高率五分の配当を行えるに過ぎず。しかも株主の大多数は、毫も不平を唱うことなく、彼等の投資が大英帝国の發展に貢献することを以て満足したり。東アフリカ会社總裁マッキンノンの如き、株主はその受けたる配当を、慈善事業に投じたりと觀念して、会社の無配当に甘んずべしと公言し、し

第二部 後期特許会社制度

かも何等不満の声を聽かざりしき。しかして南アフリカ会社の場合に於ても、会社は毫も利益の配当を行ふ能わざりしに拘らず、会社株を所有することは、愛国的行為として尊敬せられ、額面以上の市価をさえ有したりしなり。ナイジャーハイ会社が六分の配当を行えるは、唯一の除外例とせらる。これ等の事実は、後期諸会社の本質が、前期のそれと異なりて、当初より明白に政治的なりしを示す絶好の例証なりとす。

後期英國特許会社は、ほぼ叙上の諸点に於て前期会社と異なれり。しかして英國政府が、これ等の諸会社に特許状を賦与して、以て新地の獲得經營に當らしめたる所以は、内には政府事業に免れざる議会ないし言論機関の掣肘を避け、外には列強の嫉視を免れ、且国家自らこれに要する負担なくして植民的發展を成就せんと欲せるが故に他ならざるなり。英國諸会社は、皆な最も見事にその使命を果たし、能く政府の所期に背かざるを得たり。

試みに一八七六年のアフリカ地図を開け。當時イギリスがアフリカに於て領有せる地域はわずかに二十一万九千百六十五方マイルに過ぎざりしなり。然るにその後二十年にして、アフリカに於ける英領は、實に三百五十一万方マイルに達し、しかもその半、即ち百七十五万方マイルは、實に特許会社これを獲得せるものなり。即ちナイジヤー会社^{なほ}は五十万方マイル、東アフリカ会社は七十五万方マイル、しかし南アフリカ会社は五十万方マイルの地を、本国のために獲得したり。加うるに北ボルネオ会社の獲得にかかる南洋領土三万一千方マイルあり。

SAMPLE
Shop11-Shingui.com

これ等の地域は、概ね激烈なる列強角逐の舞台なりしが故に、最も大胆にして機敏なる行動によつてのみ、能く占領の目的を遂げ得べし。これをナイジャーフ地方について見よ。若し英國にしてわずかに機を逸せば、直ちにドイツの掌裡に帰すべき運命なりしに非ずや。一八八五年、サー・ジョージ・タウブマン・ゴルディは、ドイツに赴きてベルリン會議に列席したり。しかしてその滞在中に、ドイツ探險者が上ナイジャーフ地方をドイツ保護領たらしむるの目的を以て、出發を準備しつつありしを探知したり。彼はドイツの機先を制すべく、直ちにジョセフ・トムソンをナイジャーフ地方に急派し、ドイツに先立ちて土人酋長と条約を締結し、これを英國勢力の下に置くを得たり。この間の事、真に一髪を容れざりき。東アフリカ会社の場合もまた然り。若し機に臨んで迅速なる行動に出でんば、タナ河以南の地は恐らくペータース博士等の手に入りたりしなるべし。しかして南アフリカ会社が、ドイツ及びポルトガルを抑制し、確実迅速に英國勢力を中南アフリカに樹立せることは、また再説を要せざるべし。かくの如き紛糾せる外交舞台に活躍し、最も機敏を要する占領獲得に従うには、特許会社制度を以て最良の機関となせり。

会社の活動が如何に有効なりしかば、広大なる地域に対するその経略が、非常なる短日月の間に、驚くべき少額の経費を以て行われたること、最も善くこれを立証す。ナイジェリア保護領の基礎は、實に僅々六箇月の間に築かれたり。東アフリカ会社は、その偉大なる事業のために六箇年を要せしに過ぎず。南アフリカ会社は、創立五年にして、夙く既に政治的並に産業的組織を、その領土内に形成したり。し

かしてマフェキンよりソールスベリに至る名高きシーラス街道の如き、これが測量及び完成に一箇年をも要せざりしなり。叙上の如き迅速なる経略を行ふに当り、如何なる会社もこれに要する費用を政府の補助に待てるはなく、自己の力を以て、しかも驚くべき少額の支出を以て、能くその目的を達したり。北ボルネオ会社の公称資本は、二二百万ポンドなりしといえども、その創業當時に於ける払込金は、わずかに三十八万三千ポンドに過ぎざりき。ナイジャーレー会社が前後十四年の活動によつて、獲得し且、整理せらる五十万方マイルの広大なる地域は、八十六万五千ポンドを以てこれを政府に与えたり。しかして東アフリカ会社の如き、一八九四年その全財産と権利とを政府に与うるに二十五万ポンドの代償を以てした。しかも同時にザンジバル王が、二十万ポンドを英國に弁償すべき義務を負いたるを以て、英國政府が七十五万方マイルの大領土を占有するに要せる費用は、わずかに五万ポンドに過ぎざりしなり。南アフリカ会社は、種々なる政治的事情と、その經營せる地域が白人移住地たるべきものなるとによつて、経費もまた比較的大なりしといえども、当初五箇年に於て、道路の開通、城堡の築造、警察隊の組織及び維持、ないしそ他の行政事務に要せる費用は、一八九三年ロベンゲラとの戦費をも合算して、わずかに百万ポンドに達せず、創設より一九一九年に至る約三十年の行政費総額は、会社の主張によれば七八十六万ポンド余なりといえども、政府の計算によれば四百四十三万ポンド余に過ぎざるなり。

後期英國諸会社がこれを全体より観て、皆な偉大なる成功を収め得たるは、植民的活動に於ける英國多年の経験に加うるに、これ等の会社の首脳として活動せる人物が、その才幹と胆略とに於て、稀に見

るの偉人たりしことに帰せざるべからず。しかしてかくの如き人物を挙用し、附するに大なる権力を以てして、自由にその経緯を行わしむるは、單り特許会社の場合のみならず英國植民政府全般に通じて、常に有効なる成績を挙げ得たる重大なる原因なりとす。

ドイツ特許会社は、英國のそれに倣えるものなるが故に、その性質に於て全然相類似せり。唯だその植民地經營は各会社を叙述せる時に既述せる如き理由によつて失敗し、英國会社の如き成功を博せざりしといえども、土地占領の政治的目的は、有効にこれを遂行したり。特許会社制度の目的は、ルロア・ボリューが言える如く、第一は土地占領にして、第二はその開拓に存し、前者は政治的にして、後者は經濟的なり。故に単に第二の見地より特許会社の得失を断ずるは、公平を欠くものとせざるべからず。加うるにドイツ会社の失敗は、これを制度の罪に帰するよりは、むしろドイツ国民の植民的無経験に歸するを正当とすることも、吾等の既に述べたる所なり。

これを要するに、後期特許植民会社は、また前期会社と同じく植民的發展の最も適當なる一機関たりしことは、事實の明示する所なり。しかして後期特許植民会社も、またその存在を有利とするは一定の期間に限られ、適當の時期に於てその主権は國家に回収せらるべきことを必要とし、従つてかくの如きは、植民地統治の過渡的段階なること論なし。かくて吾等の研究は、下の如き結論に達す。曰く、特許植民会社は、人口稀薄又は文化未開なる地方を、占領又は開拓するに最も有効なる機關にして、植民史の事実は、かくの如き会社が、新地の占領又は開拓、若くは両者を達成して、國家の植民的發展に偉大なる

第二部 後期特許会社制度

貢献ありしことを示せり。しかも私人又は私立会社をして至高権行使せしむるは、過渡的段階に於ける止むなき事情に出でたるものなるのみならず、私人の営利機関と國家の統治機関とを兼ねたる二重的性質は、植民地百年の發展に、精神的ないし物質的障礙を置き易きが故に、必要なる期間以上その存続を許すべからずと。